Ⅲ　規制基準一覧表

1　いおう酸化物に関する規制

燃料その他の物の燃焼に伴い発生するいおう酸化物の排出基準は、ばい煙発生施設から排出されるいおう酸化物の最大着地濃度が一定の値以下になるよう、排出口の有効高さに応じて許容されるいおう酸化物の量として定められています。排出基準は地域ごとに定められている定数（K値）を用い、次に示す算式により求められます。
（法施行規則第３条）

(1)いおう酸化物の排出基準～K値規制

$q = K \times 10^{-3} \times He^{2}$

q：いおう酸化物量（単位　温度零度、圧力１気圧に換算した㎥/ｈ）
He：法施行規則に規定する方法により補正された排出口の高さ（m）
K：次表のとおり

（令別表第３、施行規則別表第１により作成）

K値	規　制　さ　れ　る　区　域
4.0	札幌市（手稲金山98番地の区域、手稲金山131番地から174番地までの区域、手稲本町592番地及び593番地の区域、手稲平和、手稲西野938番地から1006番地までの区域、手稲福井、山の手、盤渓、小別沢、藻岩山、北ノ沢、中ノ沢、南沢、砥石山、硬石山、白川、砥山、石山、常盤、藤野、滝野、簾舞、豊滝、小金湯、定山渓、定山渓温泉東１丁目から東４丁目まで、定山渓温泉西１丁目から西４丁目まで並びに有明を除く）の区域
4.5	室蘭市の区域
6.42	苫小牧市、勇払郡早来町（遠浅及び源武に限る）及び同郡厚真町（豊川、共栄、共和、上厚真及び浜厚真に限る）の区域
8.0	小樽市の区域 旭川市の区域
10.0	釧路市の区域
11.5	函館市、上磯郡上磯町（字七重浜町、字追分、字久根別町、字東浜町、字会所町、字本町、字川原町、字中野通、字飯生町、字新浜町、字大工川、字常盤町、字昭和町、字押上、字添山、字中野、字清川、字谷好町、字桜岱、字水無、字三好及び字富川町に限る）及び亀田郡大野町（字一本木、字萩野、字千代田及び字東前に限る）の区域
17.5	上記以外の区域

注１　次の施設については、当分の間、適用しない。
①昭和60年９月９日以前に設置された小型ボイラー
②昭和63年１月31日以前に設置されたガスタービン及びディーゼル機関であって、排出ガス量が１万Nm³/ｈ未満のもの
③ガスタービン、ディーゼル機関、ガス機関、ガソリン機関のうち、専ら非常用として用いられるもの

注２　この表に掲げる区域は、昭和51年9月1日における行政区画その他の区域又は道路によって表示されたものとする。

(2)燃料規制～燃料中の硫黄含有率規制（令別表第４）

規　制　対　象　区　域	燃料中の硫黄含有率等	規 制 期 間
○札幌市の区域のうち、市道東15丁目線と市道北24条線との交会点を起点とし、順次同北24条線、新川右岸線、琴似川右岸線、一般国道５号線、道道西野白石線、望月寒川左岸線、日本国有鉄道函館本線、一般国道275号線、市道北13条線及び市道東15丁目線を経て起点に至る線で囲まれた区域 ○旭川市の区域のうち、忠別川右岸線と市道下１号線道路との交会点を起点とし、順次同市道、牛朱別川左岸線、境橋、牛朱別川右岸線、市道１丁目道路線、石狩川左岸線、金星橋、石狩川右岸線、市道６号道路、一般国道40号線、市道鷹栖公園通、ウツベツ川左岸線、石狩川右岸線、日本国有鉄道函館本線、石狩川左岸線及び忠別川右岸線を経て起点に至る線で囲まれた区域	☆燃料の硫黄含有率は、0.5(1.2)％以下でなければならない。但し、排煙脱硫装置が設置されているばい煙発生施設に係る場合にあっては、当該排煙脱硫装置の捕集効率に応じたものとする。 ☆硫黄酸化物に係るばい煙発生施設を設置するものが燃料使用基準に適合する燃料を確保することが著しく困難であると認められる場合にあっては、１時間当たりの使用量は、通常使用される燃料の量に0.5(1.2)％を当該通常使用される燃料の硫黄含有率で除して得た数値を乗じて得た量以下でなければならない。 ※（　）内は旭川市適用	▽札幌市10月１日から翌年３月31日まで ▽旭川市11月１日から翌年４月30日まで

注　この表に掲げる区域は、昭和51年9月1日における行政区画その他の区域又は道路、河川若しくは鉄道によって表示されたものとする。

2　窒素酸化物の排出基準

令別表第１の項	細番号	ばい煙発生施設の種類　※１	規模（排ガス量万Ｎ㎥/h）	Ｏｎ（%）	排出基準値（ppm：施設設置年月日別）							備　考
					▼ 48. 8. 9	48. 8.10 ▼ 50.12.09	50.12.10 ▼ 52.06.17	52.06.18 ▼ 54. 8. 9	54. 8.10 ▼ 58. 9. 9	58. 9.10 ▼ 62. 3.31	62. 4. 1 ▼	
1	①	ガス専焼ボイラー	５０以上	５	１３０		１００	６０				
			１０～５０		１３０		１００	１００				
			４～１０		１３０		１３０	１００				
			１～　４		１５０		１３０	１３０				
			0.5～１		１５０		１５０	１５０				
			0.5未満		１５０		１５０	１５０				
	②	低品位炭専焼ボイラー（火炉分割壁型、火炉熱発生率586,047kJ/㎥/h以上、50万Nm³/h以上）※２	７０以上	６	５５０	３００					２００	
			５０～７０	６	５５０	３００					２５０	
	③	低品位炭専焼ボイラー（30万Nm³/h以上、②以外）	７０以上	６	４８０	３００	３００				２００	
			５０～７０	６	４８０	３００	３００				２５０	
			３０～５０	６	４８０	３５０	３００				２５０	
	④	石炭専焼ボイラー（前面燃焼方式、自然循環型、火炉熱発生率586,047kJ/㎥/h以上、20万～25万Nm³/hのもの）		６	４５０	３５０	３００				２５０	
	⑤	石炭専焼ボイラー（接線型チルチングバーナー、100万Nm³/h以上）		６	４３０	３００					２００	
	⑥	石炭燃焼ボイラー（流動層燃焼方式４万Nm³/h未満）	１～　４	６	４５０	３８０	３５０	３５０	３８０	□３６０（３５０）		□58.9.10～59.9.9に設置。それ以外は（ ）
			0.5～　１	６	４５０	３８０	３５０	３５０	３９０	□３６０（３５０）		
			0.5未満	６	４８０	４８０	４８０	３８０	３８０	□３６０（３５０）		
	⑦	石炭燃焼ボイラー（散布式ストーカー型、４万～10万Nm³/h以上）		６	４５０	３５０	３００	３００		３２０		
	⑧	固体燃焼ボイラー（流動層燃焼方式４万Nm³/h未満、⑥以外）	0.5～４	６	４５０	３８０	３５０	３５０		□３６０（３５０）		□58.9.10～59.9.9に設置。それ以外は（ ）
			0.5未満	６	４８０	４８０	４８０	３８０		□３６０（３５０）		
	⑨	固体燃焼ボイラー（火炉熱発生率837,210kJ/㎥/h以上、再熱再生抽気覆水式自然循環型、59.12.31までに固体燃焼ボイラーに転換したもの、50万～70万Nm³/hのもの）		６	４２０		３００				２５０	
	⑩	固体燃焼ボイラー（②～⑨以外）	７０以上	６	４００	３００	３００	３００		３００	２００	
			５０～７０	６	４２０	３００	３００	３００		３００	２５０	
			２０～５０	６	４２０	３５０	３００	３００		３００	２５０	
			４～２０	６	４５０	３５０	３００	３００		３００	２５０	
			0.5～４	６	４５０	３８０	３５０	３５０		３５０	３５０	
			0.5未満	６	４８０	４８０	４８０	３８０		３５０	３５０	

令別表第１の項	細番号	ばい煙発生施設の種類　※１	規模（排ガス量万Ｎ㎥/h）	Ｏｎ（%）	排出基準値（ppm：施設設置年月日別）							備　考
					▼ 48. 8. 9	48. 8.10 ▼ 50.12.09	50.12.10 ▼ 52.06.17	52.06.18 ▼ 54. 8. 9	54. 8.10 ▼ 58. 9. 9	58. 9.10 ▼ 62. 3.31	62. 4. 1 ▼	
1	⑪	排脱付液体燃焼ボイラー（原油タール、100万Nm³/h未満）※３	５０～100	4	２１０	１８０	１５０	１３０				◆52.6.18～52.9.9に設置。それ以外は（ ）
			１０～５０	4	２１０	１８０	１５０	１５０				
			４～１０	4	２８０	１８０	１５０	１５０				
			１～ ４	4	２８０	２８０	１５０	１５０				
			0.5～１	4	２８０	２８０	２８０	◆２８０（１８０）				
			0.5未満	4	２８０	２８０	２８０	◆２８０（１８０）				
	⑫	液体燃焼ボイラー（原油タール、⑪以外）	５０以上	4	１８０	１８０	１５０	１３０				
			１０～５０	4	１９０	１８０	１５０	１５０				
			４～１０	4	２５０	１８０	１５０	１５０				
			１～ ４	4	２５０	２５０	１５０	１５０				
			0.5～１	4	２５０	２５０	２５０	◆２５０（１８０）				
			0.5未満	4	２５０	２５０	２５０	◆２５０（１８０）				
	⑬	排脱付液体燃焼ボイラー（原油タール以外、100万Nm³/h未満）※３	５０～100	4	２１０	１８０	１５０	１３０				
			１０～５０	4	２１０	１８０	１５０	１５０				
			４～１０	4	２１０	１８０	１５０	１５０				
			１～ ４	4	２５０	２５０	１５０	１５０				
			0.5～１	4	２８０	２８０	２８０	◆２８０（１８０）				
			0.5未満	4	２８０	２８０	２８０	◆２８０（１８０）				
	⑭	液体燃焼ボイラー（⑪～⑬以外）※３	５０以上	4	１８０	１８０	１５０	１３０				
			１０～５０	4	１９０	１８０	１５０	１５０				
			４～１０	4	１９０	１８０	１５０	１５０				
			１～ ４	4	２３０	２３０	１５０	１５０				
			0.5～１	4	２５０	２５０	２５０	◆２５０（１８０）				
			0.5未満	4	２５０	２５０	２５０	◆２５０（１８０）				
	⑮	固体燃焼小型ボイラー（伝熱面積10㎡未満）		6							◇３５０	◇60.9.10以降に設置
	⑯	液体燃焼小型ボイラー（灯油、軽油、Ａ重油以外、伝熱面積10㎡未満）※４		4							■３００（２６０）	■60.9.10～2.9.9に設置。それ以外は（ ）
2	①	ガス発生炉、加熱炉		7	１７０				１５０			
	②	水素ガス製造用ガス発生炉（天井バーナー燃焼方式）		7	３６０				１５０			
3	①	ペレット焼成炉（ガス燃焼）	１以上	１５	５４０			２２０	２２０			
			１未満	１５	５４０			５４０	２２０			
	②	焼成炉（①以外のペレット焼成炉）	１以上	１５	３００			２２０	２２０			
			１未満	１５	３００			３００	２２０			
	③	焼結炉（①～②以外）	１０以上	１５	２６０			２２０	２２０			
			１～１０	１５	２７０			２２０	２２０			
			１未満	１５	３００			３００	２２０			
	④	アルミナ製造用焼成炉	１以上	１０	３５０			２００	２００			
			１未満	１０	３５０			３５０	２００			
	⑤	焼成炉（④以外）		１０	２００							
	⑥	焙焼炉		１４	２５０				２２０			
4		溶鉱炉		１５	１２０				１００			
5		金属溶解炉　※５		１２	２００				１８０			
6	①	ラジアントチューブ型金属加熱炉	１０以上	１１	２００		１００	１００				
			１～１０	１１	２００		１５０	１５０				
			0.5～１	１１	２００		２００	１５０				
			0.5未満	１１	２００		２００	１８０				
	②	鍛接鋼管用金属加熱炉	１０以上	１１			１００	１００				
			１～１０	１１				１８０				
			0.5～１	１１				１５０				
			0.5未満	１１				１８０				
	③	金属加熱炉（①、②以外）	１０以上	１１	１６０		１００	１００				
			１～１０	１１	１７０		１５０	１３０				
			0.5～１	１１	１７０		１７０	１５０				
			0.5未満	１１	２００		２００	１８０				

令別表第１の項	細番号	ばい煙発生施設の種類　※１	規模（排ガス量万Ｎ㎥/h）	Ｏｎ（%）	排出基準値（ppm：施設設置年月日別）							備考
					▼ 48. 8. 9	48. 8.10 ▼ 50.12.09	50.12.10 ▼ 52.06.17	52.06.18 ▼ 54. 8. 9	54. 8.10 ▼ 58. 9. 9	58. 9.10 ▼ 62. 3.31	62. 4. 1 ▼	
７	①	排脱付石油加熱炉	４以上 １～４ 0.5～１ 0.5未満	６ ６ ６ ６	１７０ １８０ １９０ ２００	１７０ １７０ １９０ ２００	１００ １５０ １９０ ２００	１００ １３０ １５０ １８０				
	②	エチレン分解炉	４以上 １～４ 0.5～１ 0.5未満	６ ６ ６ ６	１７０ １８０ １８０ ２００		１００ １５０ １８０ ２００	１００ １３０ １５０ １８０				
	③	エチレン分解炉（炉床式バーナー）	４以上 １～４ 0.5～１ 0.5未満	６ ６ ６ ６	１７０ ２８０ １８０ ２００		１００ １５０ １８０ ２００	１００ １３０ １５０ １８０				
	④	エチレン独立加熱炉	１０以上 ４～１０ １～　４ 0.5～　１ 0.5未満	６ ６ ６ ６ ６	１７０ １８０ １８０ １８０ ２００		１００ １００ １５０ １８０ ２００	１００ １００ １３０ １５０ １８０				
	⑤	エチレン独立加熱炉メタノール改質炉（空気余熱器付）	１０以上 ４～１０ １～４ 0.5～１ 0.5未満	６ ６ ６ ６ ６	１７０ ４３０ １８０ １８０ ２００		１００ １００ １５０ １８０ ２００	１００ １００ １３０ １５０ １８０				
	⑥	石油加熱炉（①～⑤以外）	４以上 １～４ 0.5～１ 0.5未満	６ ６ ６ ６	１７０ １８０ １８０ ２００	１７０ １７０ １８０ ２００	１００ １５０ １８０ ２００	１００ １３０ １５０ １８０				
８		触媒再生塔		６	３００				２５０			
８の２		燃焼炉		８	３００				２５０			
９	①	石灰焼成炉（ガス燃焼ロータリーキルン）		１５	３００				２５０			
	②	セメント焼成炉（湿式）	１０以上 １０未満	１０ １０			２５０	２５０ ３５０				
	③	セメント焼成炉（②以外）	１０以上 １０未満	１０ １０	４８０ ４８０		２５０ ４８０	２５０ ３５０				
	④	耐火物原料、耐火レンガ製造用焼成炉		１８	４５０				４００			
	⑤	板ガラス、ガラス繊維製造用溶融炉※６		１５	４００				３６０			
	⑥	フリット、光学ガラス、電気ガラス製造用溶融炉※６		１６	９００				８００			
	⑦	その他ガラス製造用溶融炉※６		１５	５００				４５０			
	⑧	その他焼成炉、溶融炉		１５	２００				１８０			
１０	①	反応炉、直火炉（②、③以外）		６	２００				１８０			
	②	硫酸カリウム製造用反応炉		６	２５０				１８０			
	③	硫酸製造用反応炉（ＮＯｘ触媒）		１５ ※７	７００				１８０			
１１		乾燥炉		１６	２５０				２３０			
１３	①	浮遊回転燃焼式焼却炉（連続）	４以上 ４未満	１２ １２	９００ ９００			４５０ ９００	４５０ ４５０			
	②	特殊廃棄物焼却炉（連続炉）※８	４以上 ４未満	１２ １２	３００ ９００			２５０ ９００	２５０ ７００			
	③	廃棄物焼却炉（連続炉、①、②以外）	４以上 ４未満	１２ １２	３００ ３００			２５０ ３００	２５０ ２５０			
	④	廃棄物焼却炉（連続炉以外）	４以上	１２				２５０				

令別表第１の項	細番号	ばい煙発生施設の種類 ※１	規模（排ガス量万Ｎ㎥/h）	Ｏｎ（%）	排出基準値（ppm：施設設置年月日別）							備考
					▼48. 8. 9	48. 8.10 ▼50.12.09	50.12.10 ▼52.06.17	52.06.18 ▼54. 8. 9	54. 8.10 ▼58. 9. 9	58. 9.10 ▼62. 3.31	62. 4. 1 ▼	
１４	①	銅、鉛、亜鉛精錬用焙焼炉		１４	２５０				２２０			
	②	銅、鉛、亜鉛精錬用焼結炉		１５	３００				２２０			
	③	銅、鉛、亜鉛精錬用溶鉱炉（④、⑤以外）		１５	１２０				１００			
	④	亜鉛精錬用溶鉱炉のうち鉱滓処理炉（石炭、コークスを燃料・還元剤とするもの）		１５	４５０							
	⑤	亜鉛精錬用溶鉱炉のうち立型蒸留炉		１５	２３０				１００			
	⑥	溶解炉（⑦以外）		１２	２００				１８０			
	⑦	銅精錬用溶解炉のうち精製炉（アンモニアを還元剤とするもの）		１２	３３０							
	⑧	乾燥炉		１６	２００				１８０			
１８		活性炭製造用反応炉		６	２００				１８０			
２１	①	燐等製造用焼成炉		１５	２００				１８０			
	②	燐等製造用溶解炉		１５	６５０				６００			
２３	①	トリポリ燐酸ナトリウム製造用焼成炉		１５	２００				１８０			
	②	トリポリ燐酸ナトリウム製造用乾燥炉		１６	２００				１８０			
２４		鉛二次精錬等用溶解炉		１２	２００				１８０			
２５		鉛蓄電池製造用溶解炉		１２	２００				１８０			
２６	①	鉛系顔料製造用溶解炉		１２	２００				１８０			
	②	鉛酸化物製造用溶解炉		Ｏｓ	２００				１８０			
	③	反射炉		１５	２００				１８０			
	④	反応炉		６	２００				１８０			
	⑤	鉛酸化物、硝酸鉛製造用反応炉		Ｏｓ	２００				１８０			
２７		硝酸製造施設		Ｏｓ	２００							
２８	①	コークス炉（オット一型）	１０以上 １０未満	７ ７			２００	１７０ １７０				
	②	コークス炉（①以外）	１０以上 １０未満	７ ７	３５０ ３５０		２００ ３５０	１７０ １７０				

（注）※１　電気炉（熱源として電気を使用するもの）を除く。

※２　低品位炭とは、石炭のうち1kg当たりの発熱量が20,930.25kJ(5,000kcal)以下のものをいう。

※３　液体燃焼ボイラーのうち52.9.10前に設置された排出ガス量が0.5万Ｎ㎥/h未満の過負荷燃焼型のものは、当分の間適用しない。

※４　小型ボイラーのうち、灯油、軽油、Ａ重油、ガスを燃料とするものは、当分の間適用しない。

※５　キュポラは適用除外される。

※６　板ガラス、ガラス繊維製造用溶融炉、フリット、光学ガラス、電気ガラス製造用溶融炉、その他ガラス製造用溶融炉のうち酸素燃焼方式によるものについては、標準酸素濃度補正式に補正項（１／４）を乗じた数値に対して排出基準を適用する。

※７　54.8.10以降設置された硝酸製造用反応炉（ＮＯｘ触媒）の標準酸素濃度は、６％である。

※８　特殊廃棄物焼却炉とは、「ニトロ化合物、アミノ化合物若しくはシアノ化合物若しくはこれらの誘導体を製造し、若しくは使用する工程又はアンモニアを用いて排水を処理する工程から排出される廃棄物を焼却するもの」をいう。

令別表第１の項	細番号	ばい煙発生施設の種類　※９	規模（排ガス量万Ｎ㎥/h）	Ｏｎ（%）	排出基準値（ppm：施設設置年月日別）					備　考
					▼ 63. 1.31	63. 2. 1 ▼ 1. 7.31	1. 8. 1 ▼ 3. 1.31	3. 2. 1 ▼ 6. 1.31	6. 2. 1 ▼	
２９	①	ガスタービン（気体燃料専焼）	4.5以上 4.5未満	１６ １６		７０ ９０	７０ ７０			
	②	ガスタービン（液体燃料専焼及び気体、液体燃料混焼）	4.5以上 4.5未満	１６ １６		１００ １２０	１００ １００	７０ ７０		
３０	①	ディーゼル機関大型（シリンダ径400㎜以上）		１３		１，６００	１，４００	１，２００		
	②	ディーゼル機関中小径（シリンダ径400㎜未満）		１３		９５０				
３１		ガス機関		０	２，０００			１，０００	６００	
３２		ガソリン機関		０	２，０００			１，０００	６００	

（注）※９　専ら非常時に用いられる施設については、排出基準は当分の間、適用しない。

◎上表に掲げる窒素酸化物の量は、次の式で換算された値である。

Ｃ＝（２１－Ｏｎ）／（２１－Ｏｓ）×Ｃｓ

Ｃ　：窒素酸化物の量（ppm）

Ｏｎ：標準酸素濃度（％：上表のＯｎ）

Ｏｓ：移出ガス中の酸素濃度（％、20％を超える場合は、20％とする）

Ｃｓ：測定された濃度を温度が０度で圧力が１気圧の状態の排ガス１㎥中の量に換算したもの（ppm）

3　ばいじんの排出基準

施設の種類				排出ガス量区分（万Nm³／h）	標準酸素濃度Ｏｎ（%）	排出基準（施設設置年月日別）（ｇ／Nm³）				当分の間適用猶予Ｏｎ	備考
令別表第１の項		規則別表第２の項				▼57. 5.31	57. 6. 1 ▼60. 9. 9	60. 9. 10 ▼2. 9. 9	2. 9. 10 ▼		
1	ボイラー	1	ガス専焼（触媒再生塔付属を除く）	４以上	5	０．０５					▼7.7.2までの間、発熱量が20,930.25kJ(5,000kcal)/kg以下の石炭のみを燃焼させており、かつ、7.7.3以降発熱量が23,023.275kJ(5,500kcal)/kg以下の石炭を燃焼させる場合に限り、当分の間、0.45とする。
				４未満	5	０．１０					
			▽小型ボイラー		Ｏｓ	当分の間、適用しない（触媒再生塔付属を含む）					
		2	液体燃料専焼及びガス・液体燃料混焼（3項及び5項を除く）	２０以上	4	０．０７	０．０５				
				４～２０	4	０．１８	０．１５				
				１～ ４	4	０．２５					
				１未満	Ｏｓ	０．３０				4	
			▽小型ボイラー		Ｏｓ	当分の間、適用しない		０．５０	０．３０	4	
		3	黒液専焼及びガス・黒液混焼（5項を除く）	２０以上	Ｏｓ	０．２０	０．１５				
				４～２０	Ｏｓ	０．３５	０．２５				
				４未満	Ｏｓ	０．３５	０．３０				
			▽小型ボイラー		Ｏｓ	当分の間、適用しない		０．５０	０．３０		
		4	石炭燃焼（5項を除く）	２０以上	6	▼０．１５	０．１０				
				４～２０	6	▼０．２５	０．２０				
				４未満	6	▼０．３５	０．３０				
			▽小型ボイラー		6	当分の間、適用しない		０．５０	０．３０		
		5	石油の精製の用に供する流動接触分解装置のうち触媒再生塔付属		4	０．３０	０．２０				
			▽小型ボイラー		4	当分の間、適用しない		０．５０	０．２０		
		6	その他	４以上	Ｏｓ	０．３０				6	
				４未満	Ｏｓ	０．４０	０．３０			6	
			▽小型ボイラー		Ｏｓ			０．５０	０．３０	6	

（注）小型ボイラーで軽質液体燃料（Ａ重油、灯油、軽油）を専焼させるもの並びにガス・軽質液体燃料を混焼させるものについては、当分の間、適用しない。

施設の種類				排出ガス量区分（万Nm³／h）	標準酸素濃度Ｏｎ（%）	排出基準（ｇ／Nm³）		当分の間適用猶予Ｏｎ（%）	備考
令別表第１の項		規則別表第２の項				▼57. 5.31	57. 6. 1 ▼		
2	水性ガス又は油ガス発生用	7	ガス発生炉		7	０．０５			
		8	加熱炉		7	０．１０			
3	金属精錬又は無機化学工業品の製造用	9	焙焼炉	４以上	Ｏｓ	０．１０			
				４未満	Ｏｓ	０．１５			
		１０	フェロマンガン製造焼結炉		Ｏｓ	０．２０			
		１１	その他焼結炉		Ｏｓ	０．１５			
		１２	焼焼炉	４以上	Ｏｓ	０．２５	０．２０		
				４未満	Ｏｓ	０．３０	０．２５		
4	金属精錬用	１３	高炉		Ｏｓ	０．０５			
		１４	溶鉱炉（高炉を除く）		Ｏｓ	０．１５			
		１５	燃焼型転炉		Ｏｓ	０．１３	０．１０		
			非燃焼型転炉		Ｏｓ	０．１０			
		１６	平炉	４以上	Ｏｓ	０．１０			
				４未満	Ｏｓ	０．２０			

施設の種類				排出ガス量区分（万Ｎ㎥／ｈ）	標準酸素濃度Ｏｎ（％）	排出基準（ｇ／Ｎ㎥）		当分の間適用猶予Ｏｎ（％）	備考
令別表第１の項		規則別表第２の項				▼57. 5.31	57. 6. 1 ▼		
５	金属精製又は鋳造用	１７	アルミニウム地金製造、合金製造又は再生用反射炉	４以上	Ｏｓ	０．１０			
				４未満	Ｏｓ	０．３０	０．２０		
			その他溶解炉	４以上	Ｏｓ	０．１０			
				４未満	Ｏｓ	０．２０			
６	金属製造、圧延又は金属若しくは熱処理用金属製品	１８	加熱炉	４以上	Ｏｓ	０．１５	０．１０	１１	
				４未満	Ｏｓ	０．２５	０．２０	１１	
７	石油製品、石油化学製品又はコールタール製品製造用	１９	潤滑油製造用加熱炉	４以上	６	０．１０			
				１～４	６	０．１５			
				１未満	６	０．１８	０．１５		
			その他加熱炉	４以上	６	０．１０			
				４未満	６	０．１５			
８	石油精製用	２０	触媒再生塔		６	０．３０	０．２０		
８の２	石油ガス洗浄装置付属	２１	燃焼炉		８	０．１０			
９	窯業製品製造用	２２	石灰焼成炉のうち、土中釜		１５	０．４０			
		２３	その他石灰焼成炉		１５	０．３０			
		２４	セメント製造焼成炉		１０	０．１０			
		２５	耐火物原料、耐火レンガ製造用焼成炉	４以上	１８	０．１０			
				４未満	１８	０．２０			
		２６	その他焼成炉	４以上	Ｏｓ	０．１５		１５	
				４未満	Ｏｓ	０．２５		１５	
		２７	板ガラス、ガラス繊維製品製造用溶融炉	４以上	１５	０．１０			
				４未満	１５	０．１５			
		２８	フリット、光学ガラス、電気ガラス製造用溶融炉	４以上	１６	０．１０			
				４未満	１６	０．３０	０．１５		
		２９	その他溶融炉	４以上	１５	０．１０			
				４未満	１５	０．２０			
１０	無機化学工業品又は食料品製造業	３０	活性炭製造用反応炉	４以上	Ｏｓ	０．１５		６	
				１～４	Ｏｓ	０．２０		６	
				１未満	Ｏｓ	０．３０	０．２０	６	
			その他反応炉及び直火炉	４以上	Ｏｓ	０．１５		６	
				４未満	Ｏｓ	０．２０		６	
１１	乾燥炉（14・23項を除く）	３１	骨材乾燥炉のうち、直接熱風乾燥炉	２以上	Ｏｓ	０．５０			
				２未満	Ｏｓ	０．６０	０．５０		
			骨材乾燥炉のうち、直接熱風乾燥炉以外	２以上	１６	０．５０			
				２未満	１６	０．６０	０．５０		
		３２	その他乾燥炉のうち、直接熱風乾燥炉	４以上	Ｏｓ	０．１５			
				１～４	Ｏｓ	０．３０	０．２０		
				１未満	Ｏｓ	０．３５	０．２０		
			その他乾燥炉のうち、直接熱風乾燥炉以外	４以上	１６	０．１５			
				１～４	１６	０．３０	０．２０		
				１未満	１６	０．３５	０．２０		

施設の種類				排出ガス量区分（万Nm³／h）	標準酸素濃度Ｏｎ（%）	排出基準（g／Nm³）		当分の間適用猶予Ｏｎ（%）	備考
令別表第1の項		規則別表第2の項				▼ 57. 5.31	57. 6. 1 ▼		
１２	製銑、製鋼又は合金鉄若しくはカーバイド製造用	３３	合金鉄製造用電気炉（珪素40%以上含有）		Ｏｓ	０．２０			
		３４	合金鉄製造用電気炉（上記以外）及びカーバイド製造用電気炉		Ｏｓ	０．１５			
		３５	その他電気炉		Ｏｓ	０．１０			
１３	廃棄物焼却炉	３６		処理能力（t/h）		▼ 10. 6.30	10. 7. 1 ▼		
				４以上	１２	０．０８	０．０４		
				２～４	１２	０．１５	０．０８		
				２未満	１２	０．２５	０．１５		
１４	銅、鉛又は亜鉛の精錬に用いる	３８	焙焼炉	４以上	Ｏｓ	０．１０			
				４未満	Ｏｓ	０．１５			
		３９	焼結炉		Ｏｓ	０．１５			
		４０	溶鉱炉		Ｏｓ	０．１５			
		４１	転炉		Ｏｓ	０．１５			
		４２	溶解炉	４以上	Ｏｓ	０．１０			
				１～４	Ｏｓ	０．２０			
				１未満	Ｏｓ	０．３０			
		４３	気流搬送型乾燥炉のうち直接熱風乾燥炉	４以上	Ｏｓ	０．１８	０．１５		
				４未満	Ｏｓ	０．３０	０．２０		
			気流搬送型乾燥炉のうち上記以外	４以上	１６	０．１８	０．１５		
				４未満	１６	０．３０	０．２０		
			その他乾燥炉のうち直接熱風乾燥炉	４以上	Ｏｓ	０．１５			
				４未満	Ｏｓ	０．３０	０．２０		
			その他乾燥炉のうち直接熱風乾燥炉以外	４以上	１６	０．１５			
				４未満	１６	０．３０	０．２０		
１８	活性炭製造用（塩化亜鉛使用）	４４	反応炉		６	０．３０			
２０	アルミニウム精錬用	４５	電解炉		Ｏｓ	０．０５			
２１	燐、燐酸、燐酸質肥料又は複合肥料製造	４６	焼成炉		１５	０．１５			
		４７	溶解炉		Ｏｓ	０．２０			
２３	トリポリ燐酸ナトリウム製造用	４８	直接熱風乾燥炉		Ｏｓ	０．１０			
			直接熱風乾燥炉以外		１６	０．１０			
		４９	焼成炉		１５	０．１５			
２４	鉛第二次精錬又は鉛管、板、線製造用	５０	溶解炉	４以上	Ｏｓ	０．１０			
				４未満	Ｏｓ	０．２０			
２５	鉛蓄電池の製造用	５１	溶解炉	４以上	Ｏｓ	０．１０			
				４未満	Ｏｓ	０．１５			
２６	鉛系顔料製造用	５２	溶解炉	４以上	Ｏｓ	０．１０			
				４未満	Ｏｓ	０．１５			
		５３	反射炉		Ｏｓ	０．１０			
		５４	反応炉（硝酸鉛製造用を除く）		☆６	０．０５			☆鉛酸化物の製造用はＯｓ
２８	コークス炉	５５			７	０．１５			

施設の種類				排出ガス量区分（万Nm³／h）	標準酸素濃度Ｏｎ（%）	排出基準（ｇ／Nm³）	
令別表第１の項		規則別表第２の項				▼ 63. 1.31	63. 2. 1 ▼
２９	ガスタービン	５６	常用		１６	当分の間、適用しない	０．０５
			非常用			当分の間、適用しない	
３０	ディーゼル機関	５７	常用		１３	当分の間、適用しない	０．１０
			非常用			当分の間、適用しない	

施設の種類			規模	標準酸素濃度Ｏｎ（%）	排出基準（ｇ／Nm³）	備考
令別表第１の項		規則別表第２の項				
３１	ガス機関	５８	燃焼能力35ℓ ／h	０	０．０５	非常用は当分の間、適用しない
３２	ガソリン機関	５９	燃焼能力35ℓ ／h	０	０．０５	

◎　１　上表に掲げるばいじんの量は次式で換算された量である。

Ｃ＝（２１－Ｏｎ）／（２１－Ｏｓ）×Ｃｓ

Ｃ　：ばいじんの量（ｇ）

（熱源として電気を使用するものはＣ＝Ｃｓ）

Ｏｎ：標準酸素濃度（%：上表のＯｎ）

Ｏｓ：排出ガス中の酸素濃度（%、20%を超える場合は、20%とする。）

Ｃｓ：測定されたばいじん濃度を温度が0度で圧力が１気圧の状態の排ガス１㎥中の量に換算したもの（ｇ）

２　この表のばいじんの量には、燃料の点火、灰の除去のための火層整理又はすすの掃除を行う場合において排出されるばいじん（１時間につき合計６分間を超えない時間内に排出されるものに限る。）は含まれないものとする。

３　ばいじんの量が著しく変動する施設にあっては、一工程の平均の量とする。

4　有害物質の排出基準

令別表第１の項	施設名		カドミウム及びその化合物（mg／Nm³）	塩素（mg／Nm³）	塩化水素（mg／Nm³）	弗素、弗化水素及び弗化珪素（mg／Nm³）	鉛及びその化合物（mg／Nm³）	備考
９	ガラス又はガラス製品の製造用	原料として塩化カドミウム又は炭酸カドミウムを使用するもの	１．０					
		原料としてほたる石又は珪弗化ナトリウムを使用するもの				１０		
		原料として酸化鉛を使用するもの					２０	
１３	廃棄物焼却炉				★７００			
１４	焙焼炉、転炉、溶解炉、乾燥炉 焼結炉、溶鉱炉		１．０ １．０				１０ ３０	
１５	乾燥施設		１．０					
１６	塩素急速冷却施設			３０	８０			
１７	溶解槽			３０	８０			
１８	反応炉			３０	８０			
１９	塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設			３０	８０			
２０	電解炉					▼１．０		▼電解炉から直接吸引され、ダクトを通じて排出口から排出される場合は３．０
２１	反応施設（過燐酸石灰又は重過燐酸石灰の製造用） 反応施設（前項以外） 濃縮施設（燐酸質肥料の製造用を除く） 焼成炉（燐酸質肥料製造用に限る） 溶解炉（燐酸質肥料製造用）　電気炉 　　平炉 溶解炉（前項以外）					１５ １０ １０ ２０ １５ ２０ １０		
２２	凝縮施設、吸収施設及び蒸留施設					１０		
２３	反応施設、乾燥炉、焼成炉					１０		
２４	溶解炉						１０	
２５	溶解炉						１０	
２６	溶解炉、反射炉、反応炉、乾燥施設						１０	

★　廃棄物焼却炉の塩化水素の量は次式で換算された値である。

Ｃ＝９／（２１－Ｏｓ）×Ｃｓ

Ｃ　：塩化水素の量（ｍｇ）

Ｏｓ：排出ガス中の酸素濃度（％）

Ｃｓ：測定された塩化水素の濃度を温度が０度で圧力が１気圧の状態の排ガス１㎥中の量に換算したもの（ｍｇ）

◎　１　この表の有害物質の量には、すすの掃除を行う場合等においてやむを得ず排出される有害物質（１時間につき合計６分間を超えない時間内に排出されるものに限る。）は含まれないものとする。

２　有害物質の量が著しく変動する施設にあっては、一工程の平均の量とする。

5　揮発性有機化合物の排出基準（法施行令別表第１の２及び施行規則別表第５の２）

<table>
<tr><th>令別表第1の2の項</th><th>揮発性有機化合物排出施設</th><th>規　模　要　件</th><th colspan="3">排　出　基　準</th></tr>
<tr><td>1</td><td>揮発性有機化合物を溶剤として使用する化学製品の製造の用に供する乾燥施設
（揮発性有機化合物を蒸発させるためのものに限る。以下同じ。）</td><td>送風機の送風能力が3,000㎥／ｈ以上</td><td colspan="3">600ppmC</td></tr>
<tr><td rowspan="3">2</td><td rowspan="3">塗装施設（吹付塗装に限る。）</td><td rowspan="3">排風機の排風能力が100,000㎥／ｈ以上</td><td rowspan="2">自動車の製造の用に供するもの</td><td colspan="2">設置年月日</td></tr>
<tr><td>▼18.3.31</td><td>18.4.1▼</td></tr>
<tr><td>700ppmC</td><td>400ppmC</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他のもの</td><td colspan="2">700ppmC</td></tr>
<tr><td rowspan="2">3</td><td rowspan="2">塗装の用に供する乾燥施設（吹付塗装及び電着塗装に係るものを除く。）</td><td rowspan="2">送風機の送風能力が10,000㎥／ｈ以上</td><td>木材・木製品（家具を含。）の製造の用に供するもの。</td><td colspan="2">1,000ppmC</td></tr>
<tr><td>その他のもの</td><td colspan="2">600ppmC</td></tr>
<tr><td>4</td><td>印刷回路用銅張積層板、粘着テープ・粘着シート、はく離紙又は包装材料（合成樹脂を積層するものに限る。）の製造に係る接着の用に供する乾燥施設</td><td>送風機の送風能力が5,000㎥／ｈ以上</td><td colspan="3">1,400ppmC</td></tr>
<tr><td>5</td><td>接着の用に供する乾燥施設（前項に掲げるもの及び木材・木製品（家具を含む。）の製造の用に供するものを除く。）</td><td>送風機の送風能力が15,000㎥／ｈ以上</td><td colspan="3">1,400ppmC</td></tr>
<tr><td>6</td><td>印刷の用に供する乾燥施設（オフセット輪転印刷に係るものに限る。）</td><td>送風機の送風能力が7,000㎥／ｈ以上</td><td colspan="3">400ppmC</td></tr>
<tr><td>7</td><td>印刷の用に供する乾燥施設（グラビア印刷に係るものに限る。）</td><td>送風機の送風能力が27,000㎥／ｈ以上</td><td colspan="3">700ppmC</td></tr>
<tr><td>8</td><td>工業製品の洗浄施設（乾燥施設を含む。）</td><td>洗浄剤が空気に接する面の面積が５㎡以上</td><td colspan="3">400ppmC</td></tr>
<tr><td>9</td><td>ガソリン、原油、ナフサ、その他の温度37.8度において蒸気圧が20キロパスカルを超える揮発性有機化合物の貯蔵タンク（密閉式及び浮屋根式（内部浮屋根式を含む。）のものを除く。）</td><td>容量が1,000kℓ 以上
（ただし、既設（18.3.31以前）の貯蔵タンクは容量が2,000kℓ 以上のものについて排出基準を適用する。）</td><td colspan="3">60,000ppmC</td></tr>
</table>

（注）「送風機の送風能力が規模の指標となっている施設で、送風機がない場合は、排風機の排風能力を指標とする。」

（注）「乾燥施設」はＶＯＣを蒸発させるためのもの、「洗浄施設」はＶＯＣを洗浄剤として用いるものに限る。

（注）「ppmC」とは、排出濃度を示す単位で、炭素換算の容量比百分率である。

６　一般粉じん発生施設の構造並びに使用及び管理に関する基準（法施行規則別表第6）

令別表第２の項	施　設　名	構造並びに使用及び管理に関する基準
1	コークス炉	1　装炭作業は、無煙装炭装置を設置するか、装炭車にフード及び集じん機を設置するか、又はこれらと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。 2　窯出し作業は、ガイド車にフードを設置し、及び当該フードからの一般粉じんを処理する集じん機を設置するか、又はこれと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。ただし、ガイド車又はガイド車の走行する炉床の強度が小さいこと、ガイド車の軌条の幅が狭いこと等によりガイド車にフードを設置することが著しく困難である場合は、防じんカバー等を設置して行うこと。 3　消火作業は、消火塔にハードル、フィルター又はこれらと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。
2	鉱物又は土石の堆積場	一般粉じんが飛散するおそれのある鉱物又は土石を堆積する場合は、次の各号の一に該当すること。 1　一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2　散水設備によって散水が行われていること。 3　防じんカバーでおおわれていること。 4　薬液の散布又は表層の締固めが行われていること。 5　前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア	一般粉じんが飛散するおそれのある鉱物、土石又はセメントを運搬する場合は、次の各号の一に該当すること。 1　一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2　コンベアの積込部及び積降部にフード及び集じん機が設置され、並びにコンベアの積込部及び積降部以外の一般粉じんが飛散するおそれのある部分に第３号又は第４号の措置が講じられていること。 3　散水設備によって散水が行われていること。 4　防じんカバーでおおわれていること。 5　前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

令別表第２の項	施　設　名	構造並びに使用及び管理に関する基準
4 5	破砕機及び摩砕機 ふるい	次の各号の一に該当すること。 1　一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2　フード及び集じん機が設置されていること。 3　散水設備によって散水が行われていること。 4　防じんカバーでおおわれていること。 5　前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

7　特定粉じんの敷地境界基準（法施行規則第16条の2）

石綿に係る敷地境界基準は、大気中の石綿の濃度が１ℓにつき１０本であること。

８　特定粉じん排出等作業に係る作業基準（法施行規則第16条の4）

（１）元請業者又は自主施工者は、特定粉じん排出等作業の開始前に、次に掲げる事項を記載した計画書を作成し、当該計画に基づき作業を行うこと。

イ　特定工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

ロ　特定工事の場所

ハ　特定粉じん排出等作業の種類

ニ　特定粉じん排出等作業の実施の期間

ホ　特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積

ヘ　特定粉じん排出等作業の方法

ト　第10条の４第２項各号に掲げる事項

・特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況
・特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要
・特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所
・下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所

（２）元請業者又は自主施工者は、特定粉じん排出等作業を行う場合は、公衆の見やすい場所に次に掲げる要件を備えた掲示板を設けること。

イ　長さ42.0cm、幅29.7cm以上又は長さ29.7cm、幅42.0cm以上であること。

ロ　次に掲げる事項を表示したものであること。

①　特定工事の発注者及び元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

②　届出対象特定工事に該当するときは、法第18条の17第1項又は第2項の届出年月日及び届出先

③　第10条の４第２項第３号並びに前号ニ及びヘに掲げる事項

・特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所
・特定粉じん排出等作業の実施の期間
・特定粉じん排出等作業の方法

（３）元請業者、自主施工者又は下請負人は、特定工事における施工の分担に応じて、特定粉じん排出等作業の実施状況を記録し、これを特定工事が終了するまでの間保存すること。

（４）元請業者は、（３）の規定により各下請人が作成した記録により、特定粉じん排出等作業が（１）に規定する計画に基づき適切に行われていることを確認すること。

（５）元請業者又は自主施工者は、特定建築材料の除去、囲い込み又は封じ込めの完了後に、除去等が完了したことの確認を適切に行うために必要な知識を有する者に当該確認を目視により行わせること。ただし、自主施工者である個人（解体等工事を業として行う者を除く。）は、建築物を改造又は補修する工事で、排出又は飛散する粉じんの量が著しく少ないもののみを伴う軽微な建設工事を施工する場合には、自ら確認を行うことができる。

（６）前各号に定めるもののほか、別表第７の中欄に掲げる作業の種類ごとに同表の下欄に掲げるとおりとする。

（別表第７）

令第３条の４の項	作業の種類	作　業　基　準
１	特定建築材料が使用されている建築物等を解体する作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等を除去する作業（次項又は五の項に掲げるものを除く）	次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 イ　特定建築材料の除去を行う場所（以下「作業場」という。）を他の場所から隔離すること。隔離に当たっては、作業場の出入口に前室を設置すること。 ロ　作業場及び前室を負圧に保ち、作業場及び前室の排気に日本工業規格Ｚ８１２２に定めるＨＥＰＡフィルタを付けた集じん・排気装置を使用すること。 ハ　イの規定により隔離を行つた作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前に、使用する集じん・排気装置が正常に稼働することを使用する場所において確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。 ニ　特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前及び中断時に、作業場及び前室が負圧に保たれていることを確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。 ホ　除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。 ヘ　イの規定により隔離を行つた作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始後速やかに、及び特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始後に集じん・排気装置を使用する場所を変更した場合、集じん・排気装置に付けたフィルタを交換した場合その他必要がある場合に随時、使用する集じん・排気装置の排気口において、粉じんを迅速に測定できる機器を用いることにより集じん・排気装置が正常に稼働することを確認し、異常が認められた場合は、直ちに当該除去を中止し、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。 ト　特定建築材料の除去後、作業場の隔離を解くに当たつては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行った上で、特定粉じんが大気中へ排出され、又は飛散するおそれがないことを確認すること。
２	特定建築材料が使用されている建築物等を解体する作業のうち、石綿含有断熱材等を除去する作業であって、特定建築材料をかき落とし、切断又は破砕以外の方法で除去するもの	次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 イ　特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。 ロ　除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。 ハ　特定建築材料の除去後、養生を解くに当たつては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。

	（五の項に掲げるものを除く。）	
3	特定建築材料が使用されている建築物等を解体、改造又は補修する作業のうち、石綿を含有する仕上塗材を除去する作業（五の項に掲げるものを除く。）	次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 イ　除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。（ロの規定により特定建築材料を除去する場合を除く。） ロ　電気グラインダーその他の電動工具を用いて特定建築材料を除去するときは、次に掲げる措置を講ずること。 (1) 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。 (2) 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。 ハ　特定建築材料の除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること。この場合において、養生を行ったときは、当該養生を解くに当たって、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。
4	特定建築材料が使用されている建築物等を解体、改造又は補修する作業のうち、石綿を含有する成形板その他の建築材料（石綿含有成形板等）を除去する作業（一の項から三の項まで及び次の項に掲げるものを除く。）	次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 イ　特定建築材料を切断、破砕等することなくそのまま建築物等から取り外すこと。 ロ　イの方法により特定建築材料（ハに規定するものを除く。）を除去することが技術上著しく困難なとき又は特定建築材料が使用されている建築物等を改造し、又は補修する作業として行うには作業の性質上適していないときは、除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。 ハ　石綿含有成形板等のうち、特定粉じんを比較的多量に発生し、又は飛散させる原因となるものとして環境大臣が定めるもの（けい酸カルシウム板第一種）にあっては、イの方法により除去することが技術上著しく困難なとき又は特定建築材料が使用されている建築物等を改造し、又は補修する作業として行うには作業の性質上適していないときは、次に掲げる措置を講ずること。 (1) 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。 (2) 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。 ニ　特定建築材料の除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること。この場合において、養生を行ったときは、当該養生を解くに当たって、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。
5	特定建築材料が使用されている建築物等を解体する作業のうち、人が立ち入ることが危険な状態の建築物等を解体する作業そ	作業の対象となる建築物等に散水するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。

	の他の建築物等の解体に当たりあらかじめ特定建築材料を除去することが著しく困難な作業	
6	特定建築材料が使用されている建築物等を改造し、または補修する作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等に係る作業	次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等の部分に使用されている特定建築材料の除去若しくは囲い込み等を行うか、又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 イ　特定建築材料をかき落とし、切断又は破砕により除去する場合は一の項下欄イからトまでに掲げる事項を遵守することとし、これら以外の方法で除去する場合は二の項下欄イからハまでに掲げる事項を遵守すること。 ロ　特定建築材料の囲い込み等を行うに当たつては、当該特定建築材料の劣化状態及び下地との接着状態を確認し、劣化が著しい場合又は下地との接着が不良な場合は、当該特定建築材料を除去すること。 ハ　吹付け石綿の囲い込み若しくは石綿含有断熱材等の囲い込み等（これらの建築材料の切断、破砕等を伴うものに限る。）を行う場合又は吹付け石綿の封じ込めを行う場合は、一の項下欄イからトまでの規定を準用する。この場合において、「除去する」とあるのは「囲い込み等を行う」と、「除去」とあるのは「囲い込み等」と読み替えることとする。

9　指定物質抑制基準（法附則第９項の規定に基づく）

指定物質の種類	令別表第６の項	施設の種類	規模要件	指定物質抑制基準（設置年月日別）（ｍｇ／Ｎ㎥）		備　　考
				▼ 9. 3.31	9. 4. 1 ▼	
ベンゼン	１	乾燥施設（溶媒として使用したベンゼンを蒸発させるためのもの）	排出ガス量3,000Ｎ㎥／ｈ以上 1,000～3,000Ｎ㎥／ｈ	１００ ２００	５０ １００	
	２	コークス炉	原料の処理能力が20t／ｈ以上	１００	１００	※9.3.31までに設置された施設については開底式たて型のもの並びに装炭車に集じん機及び煙突を設置するものを除く ※装炭時の装炭口からの排出ガスで装炭車集じん機の排出口から排出されるものに含まれるベンゼンの量
	３	蒸留施設（溶媒として使用したベンゼンの回収の用に供するもの）	排出ガス量1,000Ｎ㎥／ｈ以上	２００	１００	
	４	脱アルキル反応施設（排出ガスをフレアスタックで処理するものを除く）		１００	５０	
	５	貯蔵タンク（浮屋根式（内部浮屋根式を含む）のものを除く）	容量1,000kℓ 以上 500～1,000kℓ	１，５００	６００ ６００	ベンゼンの注入時の排出ガスに含まれるベンゼンの量
	６	反応施設（排出ガスをフレアスタックで処理するものを除く）	排出ガス量3,000Ｎ㎥／ｈ以上 1,000～3,000Ｎ㎥／ｈ	１００ ２００	５０ １００	
トリクロロエチレン	７	乾燥施設（溶媒として使用したトリクロロエチレンを蒸発させるためのもの）	送風機の送風能力が1,000Ｎ㎥／ｈ以上	５００	３００	
	８	混合施設（トリクロロエチレンを溶媒として使用するもの）	混合槽の容量が５kℓ 以上	５００	３００	
	９	蒸留施設（トリクロロエチレンの精製の用に供するもの及び原料として使用したトリクロロエチレンの回収の用に供するもの）		３００	１５０	
	１０	洗浄施設（トリクロロエチレンにより洗浄するもの）	トリクロロエチレンが空気に接する面が３㎡以上	５００	３００	
テトラクロロエチレン	７	乾燥施設（溶媒として使用したテトラクロロエチレンを蒸発させるためのもの）	送風機の送風能力が1,000Ｎ㎥／ｈ以上	５００	３００	
	８	混合施設（テトラクロロエチレンを溶媒として使用するもの）	混合槽の容量が５kℓ 以上	５００	３００	
	９	蒸留施設（テトラクロロエチレンの精製の用に供するもの及び原料として使用したテトラクロロエチレンの回収の用に供するもの）		３００	１５０	
	１０	洗浄施設（テトラクロロエチレンにより洗浄するもの）	テトラクロロエチレンが空気に接する面が３㎡以上	５００	３００	
	１１	ドライクリーニング機（密閉式のものを除く）	処理能力が30kg/回以上	５００	３００	

１０　水銀排出施設に係る排出基準（規則第５条の２、第１６条の１１、附則第２条）

規則別表第３の３の項	大気汚染防止法の水銀排出施設		施設の規模・要件 （以下のいずれかに該当するもの）	排出基準（注１） （μg／Ｎ㎥）	
				新規施設	既存施設（注２）
１	小型石炭混焼ボイラー（注４）		●燃焼能力（注３）５０ℓ／時以上	１０	１５
２	石炭専焼ボイラー 大型石炭混焼ボイラー			８	１０
３	一次施設	銅又は工業金	・金属の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）及び煆焼炉 ・金属の精錬の用に供する溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む。）転炉及び平炉： ●原料処理能力１ｔ／時以上 金属の精錬の用に供する溶解炉（こしき炉を除く）： ●火格子面積１㎡以上 ●羽口面断面積０．５㎡以上 ●燃焼能力（注３）５０ℓ／時以上 ●変圧器定格容量２００ｋＶＡ以上 銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉及び乾燥炉： ●原料処理能力０．５ｔ／時以上 ●火格子面積０．５㎡以上 ●羽口面断面積０．２㎡以上 ●燃焼能力（注３）２０ℓ／時以上 鉛の二次精錬の用に供する溶解炉： ●燃焼能力（注３）１０ℓ／時以上 ●変圧器定格容量４０ｋＶＡ以上 亜鉛の回収の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉 ●原料処理能力０．５ｔ／時以上	１５	３０
４		鉛又は亜鉛		３０	５０
５	二次施設	銅、鉛又は亜鉛		１００	４００
６		工業金		３０	５０
７	セメントの製造の用に供する焼成炉		●火格子面積１㎡以上 ●燃焼能力（注３）５０ℓ／時以上 ●変圧器定格容量２００ｋＶＡ以上	５０	８０（注７）
８	廃棄物焼却炉（一般廃棄物/産業廃棄物/下水汚泥焼却炉）		●火格子面積２㎡以上 ●焼却能力２００ｋｇ／時以上	３０	５０
９	水銀含有汚泥等の焼却炉等		水銀回収義務付け産業廃棄物（注５）又は水銀含有再生資源（注６）を取り扱う施設（加熱工程を含む施設に限る） （施設規模による裾切りなし。）	５０	１００

（注１）既存施設であっても、水銀排出量の増加を伴う大幅な改修（施設規模が５割以上増加する構造変更）をした場合は、新規施設の排出基準を適用

（注２）施行日（平成３０年４月１日）において現に設置されている施設（設置の工事が着手されているものを含む。）

（注３）バーナーの燃料の燃焼能力を重油換算で表したもの

（注４）バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算で１０万ℓ／時未満のもの

（注５）水銀回収義務付け産業廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令で規定

（注６）水銀含有再生資源は、水銀による環境の汚染の防止に関する法律で規定

（注７）原料とする石灰石１ｋｇ中の水銀含有量が０．０５ｍｇ以上であるものは、１４０μg／Ｎ㎥

（注８）前頁に掲げる水銀等の量は、熱源として電気を使用する施設及び３の項から６の項に掲げる施設にあっては第１号に掲げる式により、その他の施設にあっては第２号に掲げる式により算出された水銀等の量とする。

１　Ｃ＝Ｃｓ

２　Ｃ＝（２１－Ｏｎ）／（２１－Ｏｓ）×Ｃｓ

Ｃ　：水銀等の量（μｇ）

Ｏｎ：施設毎に定める標準酸素濃度（％：下表のＯｎ）

Ｏｓ：排出ガス中の酸素濃度（％、20％を超える場合は、20％とする。）

Ｃｓ：測定された水銀濃度を温度が0度で圧力が１気圧の状態の排ガス１㎥中の量に換算したもの（μｇ）

施設の種類	Ｏｎ（％）
１の項、２の項（石炭燃焼ボイラー等）	６
７の項　　（セメント製造施設）	１０
８の項、９の項（廃棄物焼却炉等）	１２

１１　（参考）小型ボイラー排出基準

項　　目	排　出　基　準			備　　考
	～S60.9.9	S60.9.10～H2.9.9	H2.9.10～	
硫黄酸化物（Ｎ㎥／ｈ）	－	Ｋ値適用	Ｋ値適用	
窒素酸化物（ｐｐｍ）	－	液体３００	液体２６０	ガス、灯油、軽油又はＡ重油を燃焼させるものは、当分の間適用しない。
	－	固体３５０	固体３５０	
ばいじん（ｇ／Ｎ㎥）	－	０．５０	種類ごとの最小規模のものに係る値	

注１　小型ボイラーとは伝熱面積が１０㎡未満で、燃料の燃焼能力が重油換算１時間当たり５０ℓ以上のボイラーをいう。

注２　昭和６０年９月９日以前に設置された小型ボイラーの排出基準は当分の間適用が猶予される。

注３　軽質液体燃料（Ａ重油・灯油・軽油）及びガスを燃料とする小型ボイラー（当分の間、排出基準を適用しないとされているもの）については、自主測定の対象とはならない。